

小金井市特別職報酬等審議会（第1回）次第

平成27年2月17日（火）午後5時00分から午後7時00分まで（終了予定）
小金井市役所本庁舎3階第一会議室

1 市長挨拶

2 委嘱状交付

3 委員自己紹介、事務局紹介

4 審 議

議 題1 会長の互選・職務代理者の指定

議 題2 会議録の作成及び公開

議 題3 小金井市特別職報酬等審議会の概要説明

議 題4 諮問事項の概要説明及び諮問事項の審議

5 その他

小金井市特別職報酬等審議会委員名簿

(任期 平成27年2月17日～平成29年2月16日)

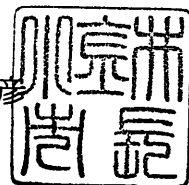
選出区分		氏 名	所属等
1号委員	公募市民	ツチヤ ナオキ 土屋 直己	
		ハタノ ツトム 羽田野 勉	
		マツイ ミエコ 松井 美恵子	
2号委員	市内の地域団体及び その他の団体の代表	ムラコシ マサオ 村越 政雄	小金井市商工会
		ヨシカワ トシノスケ 吉川 利之助	連合三多摩ブロック地域協議会多摩東部 第一地区協議会
		セキ サトシ 関 聡	小金井青年会議所
		キクチ クニオ 菊地 邦夫	社団法人小金井市医師会
		オガタ スミコ 緒方 澄子	小金井市民生委員児童委員協議会
3号委員	学識経験者	モトキ トシアキ 本木 紀彰	元川崎市幸区長
		カツヤマ コウジ 勝山 浩司	国立大学法人東京学芸大学理事・副学長・ 事務局長



小総職発第250号
平成27年2月17日

小金井市特別職報酬等審議会会長 様

小金井市長 稲葉孝彦



平成26年度小金井市特別職報酬等審議会に係る諮問事項について（諮問）

このことについて、下記の項目を貴審議会へ諮問いたします。

記

諮問事項 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）に伴う新教育長の給料月額について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることとなりました。

本改正において、施行日以降に新たに議会の同意を得て、市長が任命する教育長（以下「新教育長」という。）は、身分を特別職とするとされたことから、小金井市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第26号）第2条の規定に基づき、新教育長の給料月額につきましてご審議賜りたく、諮問いたします。

なお、新教育長に係る給料月額につきましては、現行支給額の765,000円をご提示申し上げます。

諮問予定事項に係る概要説明

諮問予定事項 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）に伴う新教育長の給料月額について

1 諮問背景

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号。以下「改正法」という。）が平成 26 年 6 月 20 日に交付され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

本改正において、施行日以降に新たに地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する教育長（以下「新教育長」という。）は、身分を特別職とするとされたことから、小金井市特別職報酬等審議会条例（昭和 39 年条例第 26 号）第 2 条の規定に基づき、その給料月額について、当審議会へ諮問するものであります。

2 改正法における要旨（新教育長関係）

- (1) 教育委員長（非常勤）と教育長（常勤）を一本化した新教育長（常勤）の設置
- (2) 市長が議会の同意を得て直接任命するため、新教育長の身分を特別職と規定
- (3) 新教育長の任期は 3 年

3 現教育長と新教育長の関係

改正法附則第 2 条第 1 項において、この法律の施行の際現に在職する教育長は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職することとされたため、現教育長の給料月額には特段の変更は生じず、月額 765,000 円となります。

Q&A

Q1 来年4月1日に、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」が任命されるのですか？

施行日の平成27年4月1日において在任中の教育長については、その教育委員としての任期が満了するまで、又は自ら退任するまで現行制度の教育長として在職するものとし、徐々に新制度に移行していくこととされています。その間は、従来どおり、教育長と非常勤の委員長が併存することとなります。

旧委員長（非常勤）については、旧教育長の任期が満了した時点、又は退任した時点で、委員長としては失職しますが、委員としての任期が残っている間は、引き続き委員として在職することになります。

Q2 常勤の教育長が教育委員会会議の主宰者となりますが、レイマンコントロールの考え方は変わらないのですか？

今回の改正において、教育行政の責任者としての教育長のリーダーシップは高まりますが、教育長以外は、非常勤の委員で構成する委員会の多数決で意思決定を行う仕組みは従来どおりです。また、教育委員の職業等に偏りが生じないように配慮するとの規定を改正後も維持しており、教育の専門家ではない一般の住民の意向を教育行政に反映していく、いわゆる「レイマンコントロール」の考え方は変わっていません。

このため、教育委員の資質・能力の向上は重要であり、人選の工夫や研修の充実等が期待されるところです。

Q3 新制度では、いじめによる自殺事実等にはどのように対応することになるのですか？

いじめ事件などが生じた場合には、まず、常勤の教育長が第一義的な責任者として迅速に対応することとなります。また、教育長の判断により、教育委員への迅速な情報提供や教育委員会会議の招集が可能になります。

さらに、首長の判断により、緊急に総合教育会議を開いて、講ずべき措置について教育委員会と協議・調整を行うことも可能です。

Q4 総合教育会議によって、首長が教育行政の方針を定めることになるのですか？

総合教育会議は、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが期待されています。

なお、会議において調整がついた事項については、それぞれその結果を尊重して事務を執行することとなります。

Q5 総合教育会議では、教育委員会の所掌する事務のうち、予算や条例提案など首長の権限に関わる事項についてのみ協議するのですか？

総合教育会議では、予算や条例提案等に加え、保育や福祉等の首長の権限に関わる事項等について、協議し調整を行うほか、教育委員会のみで決まる事項についても協議（＝自由な意見交換）を行うことが想定されています。なお、教科書の採択や個別の教職員の人事については、特に政治的中立性の要請が高い事項であり、総合教育会議の協議議題として取り上げるべきではありません。

Q6 大綱は、毎年策定するのですか？地方の教育振興基本計画や、自治体の総合計画で、教育行政の方針が示されている場合にも、別途、大綱を策定する必要がありますか？

大綱が対象とする期間について、法律上に規定はありませんが、首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4～5年程度のものとして定めることを想定しています。

また、地方公共団体において、教育振興基本計画を定める場合には、その中の施策の目標や施策の根本となる方針の部分が「大綱」に該当すると位置づけることができるものであり、首長が総合教育会議において、教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はありません。

Q7 大綱は、予算や条例提案などの首長の権限に関わらない事項についても記載されるのですか？

大綱は、予算や条例提案等の首長の権限に関わる事項について定めることが中心となると想定していますが、例えば、首長の権限に関わらない事項である教科書採択の方針、教職員の人事異動の基準等についても、教育委員会が適切と判断して、首長が大綱に記載することも考えられます。

なお、大綱は、首長が定めるものとされており、首長と教育委員会で調整がついた事項について尊重義務が生じます。

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育委員会係

文部科学省ホームページに、本法律に関する詳細の情報が掲載されています。ぜひご覧下さい。

法律詳細：http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/detail/1348975.htm

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (概要)

平成27年
4月1日
施行

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る。

POINT①

教育長

教育委員長と教育長を一本化した
新「教育長」の設置

POINT③

総合教育会議

すべての地方公共団体に
「総合教育会議」を設置

POINT②

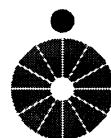
教育委員会

教育長へのチェック機能の強化と
会議の透明化

POINT④

大綱

教育に関する「大綱」を
首長が策定



文部科学省

教育委員会制度、こう変わる



これまでの教育委員会の課題

- 教育委員長と教育長のどちらが責任者がわかりにくい
- 教育委員会の審議が形骸化している
- いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
- 地域住民の民意が十分に反映されていない
- 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある



教育委員会の改革

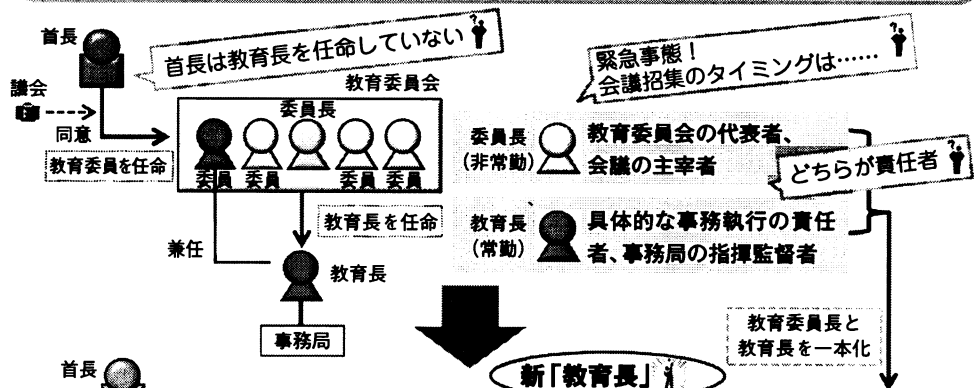
- 教育行政における責任体制の明確化
- 教育委員会の審議の活性化
- 迅速な危機管理体制の構築
- 地域の民意を代表する首長との連携の強化
- いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

政治的中立性の確保

- ◆ 教育委員会は、引き続き、執行機関
- ◆ 総合教育会議で、首長と協議・調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている。

POINT① 教育長

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置



※教育長については、所信表明など丁寧な手続を期待

- ✓ 第一義的な責任者が教育長であることが明確に
- ✓ 緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断

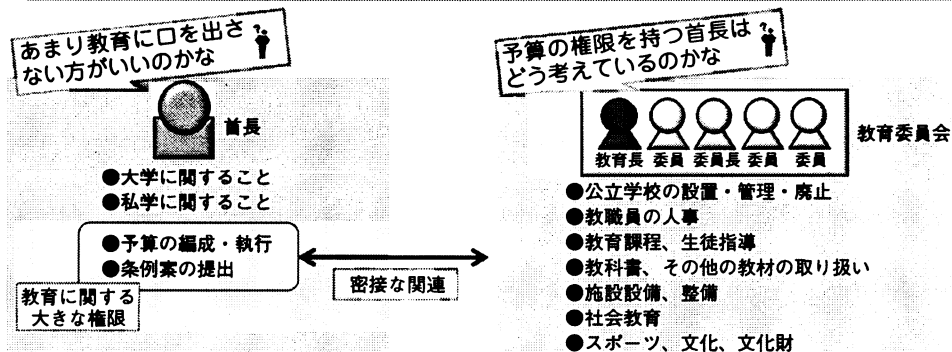
POINT② 教育委員会

教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

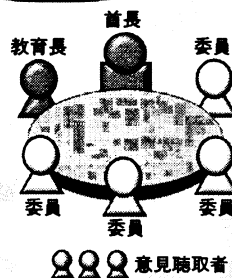
- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- 教育委員によるチェック機能の強化のため、
 - ・教育委員の定数1/3以上からの会議の招集の請求
 - ・教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。
 - ✓ 教育委員会の審議の活性化

POINT③ 総合教育会議

すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置



総合教育会議



- 首長が招集。会議は原則公開。
- 構成員は首長と教育委員会。(必要に応じ意見聴取者の出席を要請)
- 協議・調整事項は以下のとおり。
 - ① 教育行政の大綱の策定
 - ② 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
 - ③ 児童・生徒等の生命・身体保護等緊急の場合に講ずべき措置

- ✓ 首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能に
- ✓ 首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能に

POINT④ 大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参照して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。
- 首長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行。
 - ✓ 地方公共団体としての教育行政に関する方向性が明確化

26市における現教育長の報酬月額調べ

市名	月額
八王子市	850,000 円
立川市	799,000 円
※武蔵野市	780,000 円
三鷹市	810,000 円
青梅市	805,000 円
府中市	810,000 円
※昭島市	810,000 円
調布市	800,000 円
町田市	820,000 円
小金井市	765,000 円
小平市	810,000 円
日野市	785,000 円
東村山市	740,000 円
※国分寺市	710,000 円
国立市	750,000 円
福生市	692,000 円
狛江市	721,000 円
東大和市	710,000 円
清瀬市	648,000 円
※東久留米市	770,000 円
武蔵村山市	691,000 円
※多摩市	776,000 円
稲城市	695,000 円
羽村市	715,000 円
あきる野市	695,000 円
西東京市	797,000 円
26市平均	759,769 円
類似団体平均	768,500 円

※類似団体

小金井市特別職報酬等審議会条例

昭和39年7月6日条例第26号

改正

昭和49年12月28日条例第33号

平成18年12月21日条例第41号

平成20年9月26日条例第20号

平成26年12月18日条例第31号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、小金井市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員10人以内をもつて組織する。

- (1) 市民（市内に住所を有する者に限る。） 3人以内
- (2) 市内の地域団体及びその他の団体の代表 5人以内
- (3) 学識経験者 2人以内

2 前項第1号の委員は、公募によるものとする。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して3期を超えてはならない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、会長は委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の会議は公開する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、人事担当課において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和49年12月28日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成18年12月21日条例第41号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年9月26日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、(中略)第2条の規定による改正後の小金井市特別職報酬等審議会条例の規定(中略)は、平成20年9月1日から適用する。

付 則 (平成26年12月18日条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条の規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により任命する教育長の給料から適用する。

小金井市教育委員会事務局等職員給与条例（昭和28年11月28日条例第17号） 抜粋

第2条 教育長の給料月額は、765,000円とする。

2 その他給料、通勤手当及び期末手当の支給に関しては、特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）第5条、第5条の2、第5条の3及び第6条の規定を準用する。

特別職の給与に関する条例（昭和31年9月27日条例第22号） 抜粋

（その他の給与）

第5条 市長及び副市長（以下「市長等」という。）に対しては、給料及び旅費のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

（通勤手当）

第5条の2 市長等の通勤手当の額及び支給条件は、一般職の職員について定められているものの例による。

（期末手当）

第5条の3 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する市長等に対して、それぞれ基準日の属する月の末日までの間に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職、失職又は死亡（以下「退職等」という。）した市長等（当該基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職等をした市長等にあつては、退職等をした日現在）において市長等が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては、100分の20、6月に支給する場合においては、100分の180、12月に支給する場合においては、100分の195を乗じて得た額に、基準日以前3か月以内（基準日が12月1日であるときは、6か月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間		割合
基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合	
3か月	6か月	100分の100
2か月15日以上3か月未満	5か月以上6か月未満	100分の80
1か月15日以上2か月15日未満	3か月以上5か月未満	100分の60
1か月15日未満	3か月未満	100分の30

(支給方法)

第6条 市長等に支給する給料、旅費、通勤手当、期末手当及び退職手当の支給方法及び支給手続については、一般職の職員について定められているものの例による。

2 前項以外の特別職の職員に支給する報酬及び旅費は、当月分を翌月10日までに支給する。

(規則への委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。